

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
25 年－ 2 (25. 2.20)	未 来 づ く 推 進	<p>永住外国人住民への住民投票権付与について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>私たちが在日韓国人住民は、その9割以上が日本生まれの日本育ちである。戦後半世紀以上、地域の一員として生活を営み、地域活動に参加するなど地域社会発展に応分の寄与をすると共に、県民税などの納税義務を履行し「共生・共栄」を願って「県民」としての義務を日本国民と同等に果たしている。</p> <p>この間、貴自治体の理解もあり、在日韓国人に対する社会福祉制度の適用を始め、処遇面については徐々にではあるが改善されてきた。</p> <p>ところで、鳥取県が検討している「鳥取県民参画基本条例（仮称）」では、住民投票の資格者が[全市町村に共通的に協力を仰ぐため、現行の公職選挙法の有権者と同じにする]となっており、昨年7月9日より住民基本台帳に記載されるようになった我々を排除する方針のようであるが、鳥取県内では日吉津村、気高町（合併前）、智頭町、江府町、北栄町（常設型）が永住外国人に住民投票権を付している（2013年2月10日現在）。住民投票権付与に対し、県内それぞれの自治体が個別の対応をしているが、県単位においては是非とも、各自治体の模範となるべく、「県民」に分け隔てなく平等に住民投票権を付与すべきと考える。分権の進展と共に自治体主導で永住外国人住民の地方自治参画を積極的に許容しており、滋賀県米原町（現米原市）が永住外国人に住民投票を認めて以来、226自治体が同様の条例を制定している。「地方自治法で定める住民は国籍を問わない」とある。普遍的な人権の理念に照らし鳥取県が制定を目指す「県民参画基本条例」住民投票制度（常設型）の有資格者に県内在住永住外国人を含めるべきであることを陳情する。</p>	<p>在日本大韓民国民団鳥取県本部 団長 金 泰 鍾 （鳥取市行徳2丁目561）</p>

		<p>一、生活に直結する諸問題に関し、地方議会が独自に住民投票を実施する自治体が増えている。貴自治体が「県民参画基本条例」を制定する際には、地域社会の発展のために積極的に参与している永住外国人を除外することなく、同じ住民として住民投票に参加できるよう、貴自治体の格別なる措置をお願いする。</p> <p>二、住民投票において、投票資格を日本国籍のみに限定することは、住民全体の意思を問う本旨に反するものである。永住外国人住民は「同じ住民」であるという認識のもとに、町づくりの発展に私たちも同じ条件で参加できるよう、貴自治体の積極的なご配慮をお願いする。</p> <p>三、国際化時代を迎え、外国人住民との多文化共生の実現が求められている。これからの日本社会に求められているものは、これまでのように外国人住民を排除するのではなく、人権を尊重し、同じ住民として受け入れていく寛容な対応である。少なくとも永住資格を持つ外国人住民には、住民投票資格を付与すべく、ここに陳情する。</p> <p>▶陳情事項 鳥取県が制定を目指す「県民参画基本条例」住民投票制度（常設型）の有資格者に県内在住永住外国人を含めること。</p>	
--	--	---	--